

第2次中野区地域情報化推進計画 (案)

2021年度▶▶▶2025年度

令和3(2021)年9月
中 野 区

目次

第1章 中野区地域情報化推進計画について.....	1
1 計画の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画期間.....	3
第2章 区を取り巻く情報化の現状.....	4
1 社会を取り巻くICTの状況.....	4
(1) ICTの発展と普及.....	4
(2) 「新しい生活様式」への移行.....	5
2 国の動向.....	7
(1) デジタル・ガバメントの推進.....	7
(2) マイナンバーカードのさらなる利用拡大.....	8
3 東京都の動向.....	9
(1) スマート東京の実現.....	9
(2) 行政手続のデジタル化.....	9
(3) デジタルサービス局の設置.....	9
第3章 区の現状と課題.....	10
1 区の情報化の沿革.....	10
2 区の情報化における現状と課題.....	10
(1) 中野区基本構想に描くまちの姿の実現.....	10
(2) 区役所新庁舎への移転を見据えた情報基盤の整備.....	11
(3) 国の方針等への対応.....	11

第4章 情報化に向けた基本的な考え方.....	12
1 基本方針.....	12
2 計画の目標.....	12
3 計画の体系.....	13
4 計画の進行管理.....	14
第5章 目標と情報化に向けた取組.....	15
<取組の見方>.....	15
目標1 ICTを活用した行政サービスの提供による区民の利便性向上と地域の活性化.....	16
目標2 効率的で質の高い情報基盤の整備による区政運営の推進.....	31
第6章 推進体制.....	43
参考資料.....	44
用語解説.....	51

※本文中に「*印」のある用語は、巻末の用語解説に説明があります。

第1章 中野区地域情報化推進計画について

1 計画の趣旨

近年のICT*を取り巻く環境は大きく進展し、区民生活においては、スマートフォンやタブレット端末等の情報機器が普及するとともに、SNS*やオンライン会議などのインターネットサービスの利用が急速に進んだことにより、人々とのコミュニケーションの取り方や働き方に大きな変化がもたらされ、ICTの利活用がより一層身近なものとなっています。また、国においては行政事務の効率化や生活利便性の向上等に向けてマイナンバー制度の普及を図るとともに、官民データ活用推進基本法やデジタル改革関連法の制定など制度面での整備を急速に進めています。こうした中、自治体の保有する基幹システムの標準化・共通化*への方針が示されるとともに、区民向けのサービスとしてマイナポータル*を利用したびったりサービス*によるオンライン手続の対象サービスが大幅に拡充されるなど、自治体を取り巻くICT環境は大きく変化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響は、多くの人々の生命や暮らしに多大な影響を与え続けています。これまでとは異なる生活様式や働き方が求められる中で、ICTが果たす役割は今後さらに大きなものになっていくと考えられ、国・都が進めるデジタルトランスフォーメーション（以下、「DX*」という。）の一層の推進を図ることが求められています。

区は、令和3(2021)年3月に改定した中野区基本構想の実現を図るため、令和3(2021)年9月に中野区基本計画を策定しました。また、令和6(2024)年に区役所本庁舎の移転を予定しており、国・都が進める法制度の整備やDXの推進と歩調を合わせながら区における情報化施策に集中的に取り組んでいく必要があります。

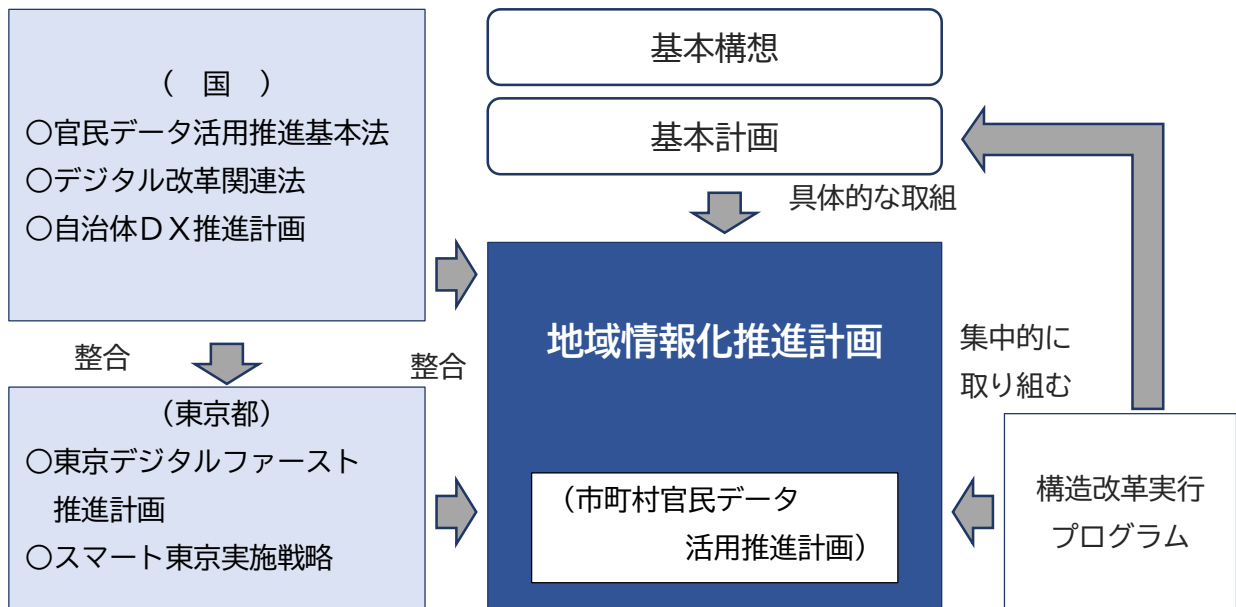
こうした中、「第2次中野区地域情報化推進計画」は、今後の区の情報化施策の基本的な方向性を示すものであり、全体最適な投資によるDXの推進を計画的に進めるための取組を定めるものです。

2 計画の位置付け

本計画は、中野区基本構想の実現に向けて、中野区基本計画の下位に位置する個別計画とし、中野区基本計画を情報化の側面から推進するための計画です。また、区では、区政の構造改革に取り組むために中野区構造改革実行プログラムの策定に向けた検討を進めており、当該プログラムにおいて示す取組を特に集中的に進めます。

さらに、本計画を「官民データ活用推進基本法」において、各自治体に努力義務として策定が求められている「市町村官民データ活用推進計画」として位置付けるとともに、令和2(2020)年12月に国が策定した「自治体DX*推進計画」や東京都が令和3(2021)年7月に策定した「東京デジタルファースト推進計画」の内容を踏まえたものとします。

なお、教育分野における情報化の取組については、令和3(2021)年4月に策定した「中野区教育の情報化推進計画」で定めていることから本計画では取り扱わないこととします。

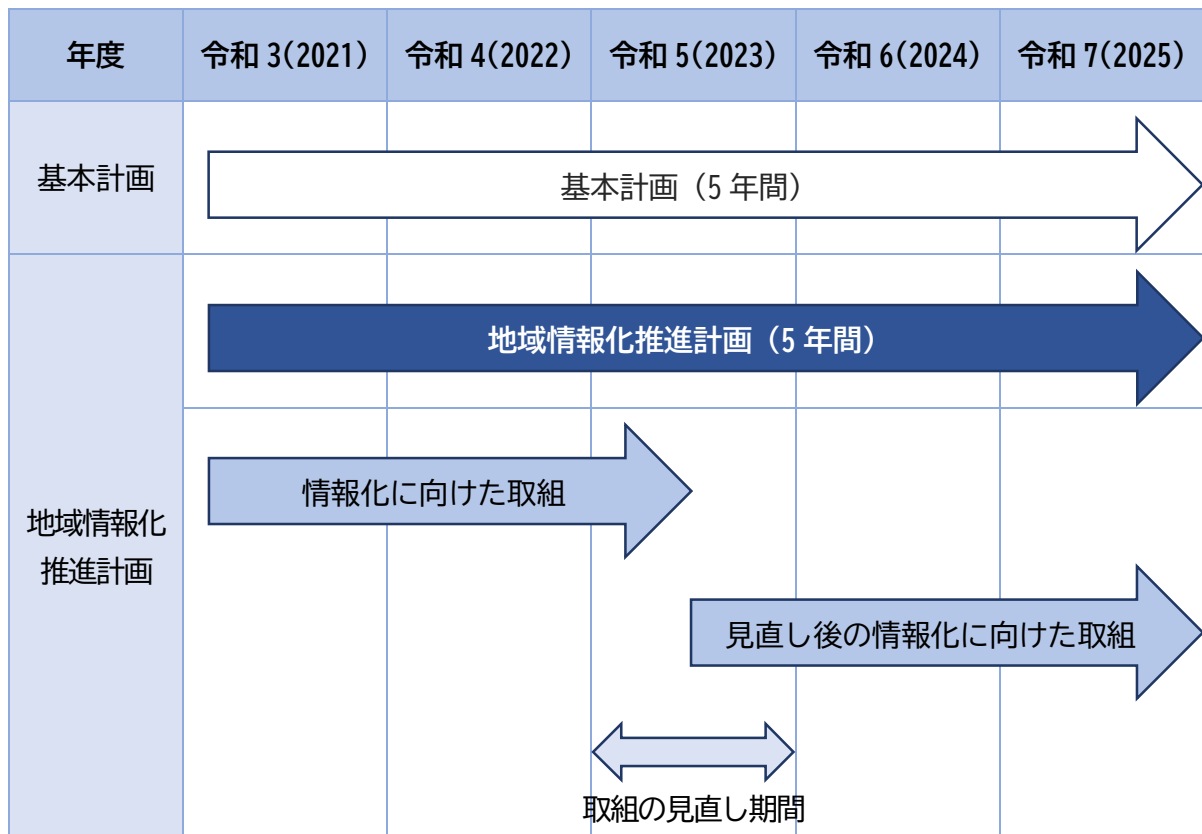


3 計画期間

本計画の計画期間は、中野区基本計画の計画期間と合わせ、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

ただし、ICT*の進展を取り巻く環境の変化が激しい近年において着実に計画を推進する必要があることから、社会状況の変化、デジタル技術の進展、国・都の動向及び区における情報化の進捗状況等を考慮しながら、概ね3年毎に取組の見直しを行うこととします。

なお、中野区基本計画の改定があった際には、当該内容を踏まえ、本計画の見直しを行うこととします。



第2章 区を取り巻く情報化の現状

1 社会を取り巻くICTの状況

(1) ICTの発展と普及

ICT*の発展は目覚ましく、広く社会経済活動から個人の生活において利活用されるとともに、通信ネットワークもデジタル化・高速化が進み、誰もが、いつでも、どこでも、誰とでも通信可能な時代となってきています。

近年、情報処理機器・システムと通信ネットワークの組み合わせや一体化により、ICTによる社会の変革や新しいサービスの創出が進んでいます。その代表的な例であるスマートフォンは広く人々に利用され、そこで提供されるサービスは社会や人々の暮らしに豊かさや快適さを提供しています。インターネットショッピングやインターネットバンキングなどのサービスや、SNS*は、ここ数年で幅広い世代の人々の生活に浸透してきています。

総務省が令和3(2021)年6月に公表した「令和2年通信利用動向調査」では、個人におけるスマートフォンの保有率が69.3%となり、個人のインターネット利用率も約8割となっています。また、インターネットの利用目的として、SNSの利用率が7割に達し、全ての年齢層で増加傾向にあります。

さらに、オープンデータ*、ビッグデータ*、IoT*、AI*など、ICTの新たな活用に向けた取組も始まっています。これらのソフトウェア、サービス等を適切に利用することで、より安全・安心で利便性・効率性の高い社会を実現することが可能となってきています。このように、ICTがもたらす新たな変革の動きは、人々の生活をより豊かにし、そして社会に新たな価値を生み出すなど大きな影響や変化を与え続けています。

一方、こうしたICTを活用したサービス等が普及する中で、標的型攻撃をはじめとするサイバー攻撃などの情報通信の安全性を脅かす事案も多数発生していることから、個人情報保護や情報漏えい対策が求められています。また、ICTを利活用できる人とそうでない人との間に生じる情報格差の問題も大きな課題であることから、すべての区民がICTの利便性を享受できる環境を整えていく必要があります。

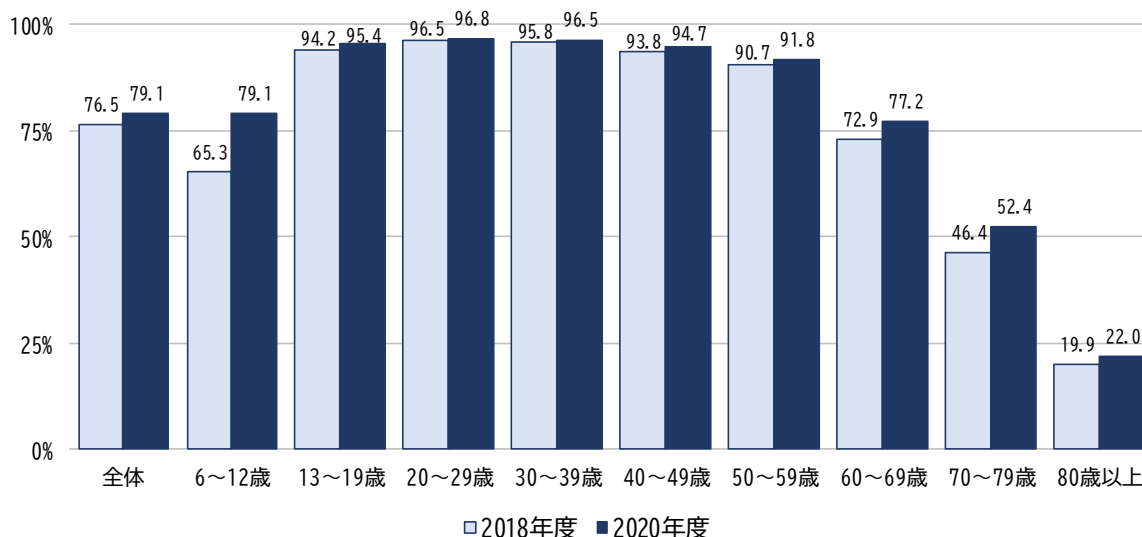
(2)「新しい生活様式」への移行

新型コロナウイルス感染症の影響は未だ収束のめどが立たず、人々の生活や社会に甚大な影響を与え続けています。一方で、令和2(2020)年に開始した5G(第5世代移動通信システム)の提供もあり、働き方の面ではテレワーク*やオンライン会議の活用などが急速に進展しています。また、日常生活においても、医療、教育、サービスなど、デジタル化・オンライン化が進み、新たな生活様式が浸透してきています。

内閣府が令和3(2021)年6月に公表した「第3回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査結果」では、特別区におけるテレワークの実施率は令和元(2019)年12月には17.8%でしたが、令和2(2020)年5月には48.4%となり、令和3(2021)年4・5月においても53.5%と高い水準を維持しています。また、自分自身の暮らしのデジタル化が進んでいると感じるかという問いについては、30.5%の回答者が良化、やや良化と回答しています。しかしながら、地域のつながりや助け合いが広がっていると感じるかという問いについては、31.3%の人がやや悪化、悪化と回答しています。

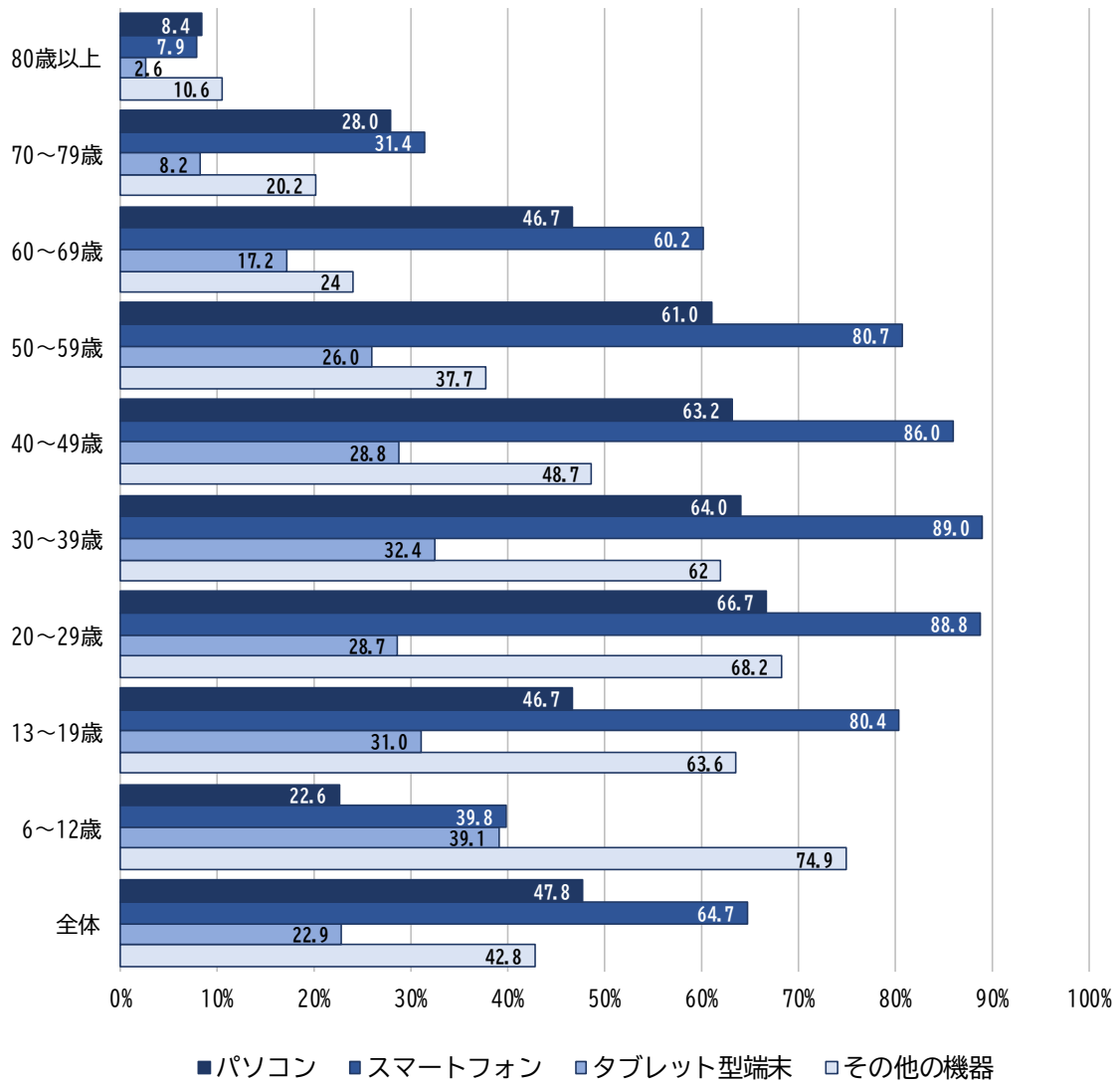
新型コロナウイルス感染症の感染拡大はこれまでの日常生活におけるデジタル化の遅れを顕在化し、また日常生活における地域とのつながりがより希薄化するなどの影響を及ぼしています。一方で、日常生活や社会経済活動におけるデジタル化・オンライン化の進展がなされるなど新しい生活様式への移行が進んでいます。

インターネット利用状況



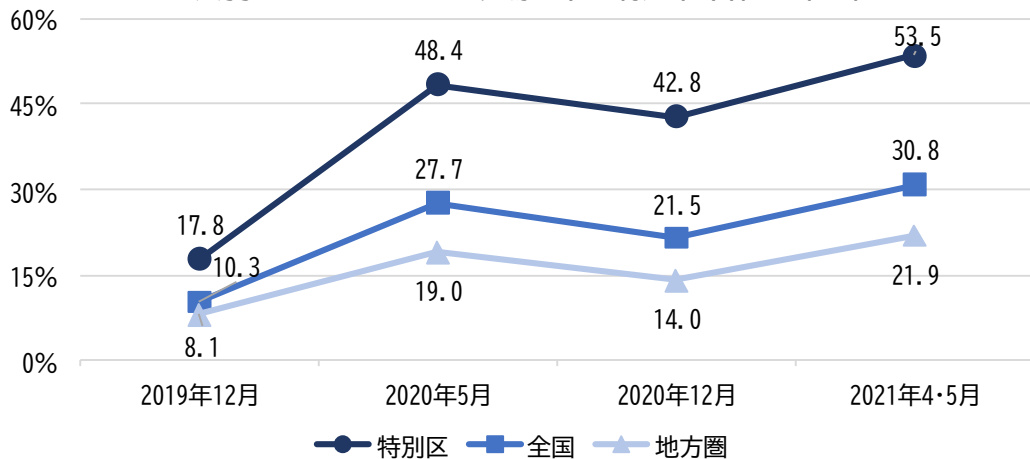
出典：令和2年通信利用動向調査(2021年)総務省

年齢階層別インターネット利用機器の状況（％）



出典：令和2年通信利用動向調査（2021年）総務省

地域別のテレワーク実施率（就業者）（％）



出典：新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（2021年）内閣府

2 国の動向

(1) デジタル・ガバメントの推進

デジタル・ガバメントとはデジタル技術の徹底活用と官民協働を軸として、国と地方、官民の枠を超えて行政サービスを見直し、行政のあり方を変えていくことであり、これらは行政サービスの100%電子化を目指すためのものです。

平成28(2016)年に官民データ活用推進基本法が成立し、データ流通環境の整備や行政手続のオンライン利用の原則化など、官民データの活用にあ資する各種施策の推進が政府の取組として義務づけられました。平成29(2017)年には「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が策定され、令和2(2020)年には新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の変化を捉え、感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現を掲げ内容の変更が閣議決定されました。

デジタル・ガバメントにおける取組については、平成29(2017)年5月に「デジタル・ガバメント推進方針」が策定されました。当該方針では、本格的に国民・事業者の利便性向上に重点を置き、単なるデジタル化の導入ではなく、行政のあり方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントの実現を目指すこととしています。官民データ活用推進基本法及び「デジタル・ガバメント推進方針」に示された方向性を具体化し、実行することによって、データ環境の整備や行政手続のオンライン化などを実現するための計画として、「デジタル・ガバメント実行計画」が平成30(2018)年1月に策定されましたが、その後の取組の進展や、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題を踏まえ令和2(2020)年に改定されました。

あわせて令和2(2020)年12月に「自治体DX推進計画」を策定し、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を掲げ、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくこととしています。「自治体DX推進計画」の中で、これらの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、特に区市町村の役割が極めて重要であるとしています。

また、令和3(2021)年5月に、これまでの情報技術政策全体の基本理念や重点計画を定めた「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」を廃止し、新たに、理念を定めた基本法、デジタル庁の設置、押印の廃止などの基盤整備、マイナンバーと預貯金口座の紐付け、自治体の情報システムの標準化*といった5分野6つの法律で構成される「デジタル改革関連法」が成立し、今後行政のオンライン化やデジタル化をさらに推進していくこととしています。

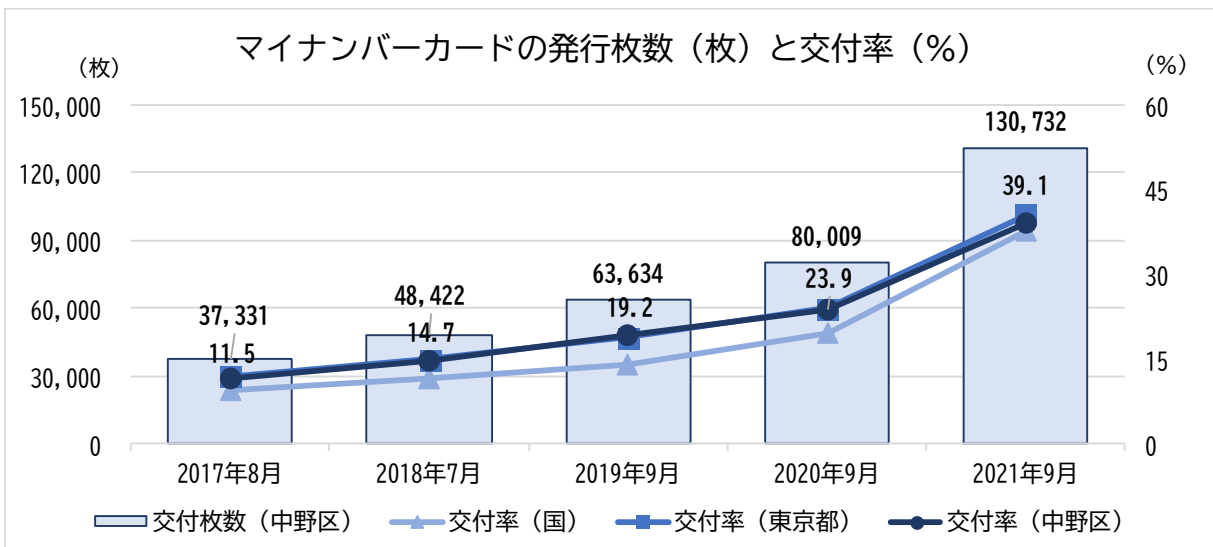
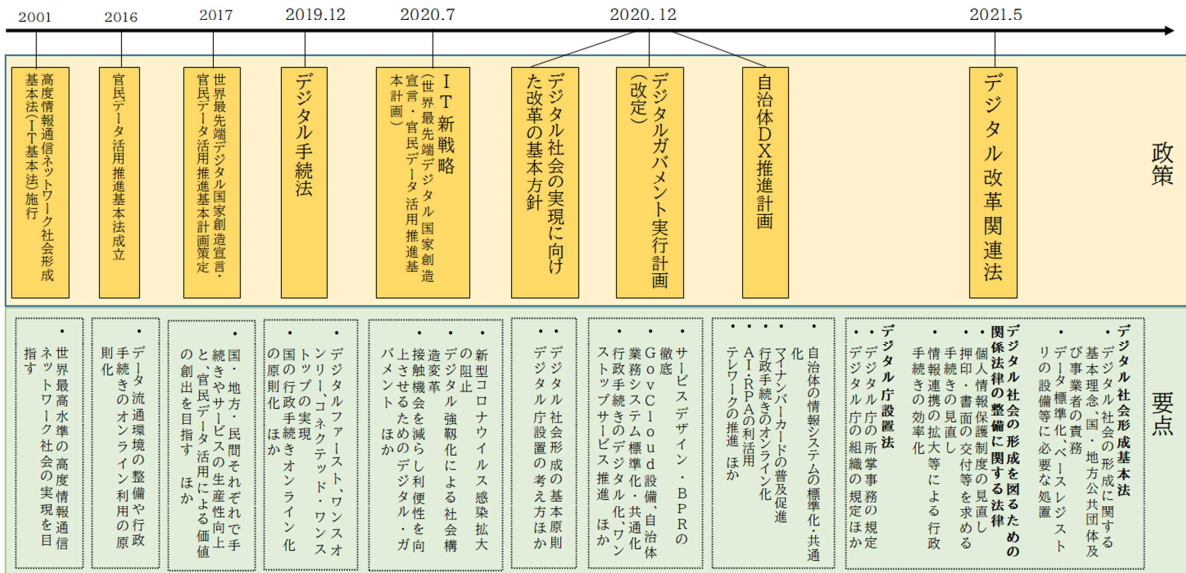
(2) マイナンバーカードのさらなる利用拡大

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28(2016)年1月に、マイナンバーカード（個人番号カード）の交付が開始されました。

マイナンバーカードの交付率は令和元(2019)年9月時点では19.2%でしたが、マイナポイント付与事業などの普及促進の取組によって大幅に交付件数が増え、令和3(2021)年9月時点では39.1%まで到達しました。

国は、令和4(2022)年度中にほとんどの国民がマイナンバーカードを保有することを想定し様々な取組を進めています。ぴったりサービス*の拡張や納税手続のデジタル化（年末調整・確定申告手続に必要な情報の自動入力）に加え、今後、健康保険証としての利用も予定されています。さらに、運転免許証との一体化や金融機関口座の紐付けによる公的給付への活用の検討も進んでおり、公共、民間サービスでのさらなる利便性の向上が期待されます。

最新のデジタル化に向けた政策展開



データ引用：マイナンバー制度とマイナンバーカード 総務省

3 東京都の動向

(1) スマート東京の実現

東京都では、都民サービスの持続的向上に向けた効率的・効果的な政策の実現に向け、ICT*の利活用を推進するため、平成29(2017)年12月に「東京都ICT戦略」を策定し、ICT施策の展開を示しています。令和元(2019)年に「『未来の東京』戦略ビジョン」を発表し、デジタルの力で東京のポテンシャルを引き出し、都民が質の高い生活を送ることができる「スマート東京」という概念を示し目指すべき姿を明らかにするとともに、その実現に向けた施策を具体化・加速化させるため「スマート東京実施戦略」を策定しました。令和3(2021)年には「未来の東京」戦略、「シン・トセイ」戦略を発表し、その中で示されたデジタル化の取組を新たに位置づけるなど、ICTを活用した行政のDX*を推進し、「スマート東京」の実現を目指しています。

(2) 行政手続のデジタル化

令和3(2021)年4月に東京デジタルファースト条例が施行され、ポストコロナ社会を見据え、行政手続のデジタル化を一層推し進めていくため「東京デジタルファースト推進計画」が令和3(2021)年7月に策定されました。計画の中では都の条例・規則・要綱等において規定されている全手続を対象としてデジタル化を推進することで、都民生活の質の向上や事業者活動の円滑化につなげ、都政のサービスの向上を図ることとしています。具体的な内容としては、利用者中心のデジタル化の推進に向け、ユーザ目線に基づく政策・サービスを創出する「デザイン思考の行政サービス」や、一度提出した情報は同一の内容の情報の提供を要しないものとする「ワンスオンリー・ワンストップの推進」、スマートフォンにより不便なくオンライン手続ができる環境整備を行うとする「モバイルサービスでの提供」、デジタルファーストを旨とする行政手続として「行政手続の原則デジタル化」や「デジタル化に伴う手続の抜本的な見直し」などの取組を推進していくこととしています。

(3) デジタルサービス局の設置

デジタルの力を活用した行政を総合的に推進し、都政のサービスの質を飛躍的に向上させるため、新たにデジタルサービス局が設置されました。「各局区市町村のDX*推進を技術面からサポート」、「デジタルに関する全庁統括」、「デジタル人材の結集と都庁職員の育成」の3つの機能を中心にデジタルガバナメント・都庁の実現に寄与していくとしています。

また、スマート東京の実現に向け、電波の道で「つながる東京」、公共施設や都民サービスのデジタルシフト*＝「街のDX」、都庁のデジタルシフト＝「都庁のDX」の3つの柱で施策を展開し、都民の生活の質の向上を実現するとしています。

第3章 区の現状と課題

1 区の情報化の沿革

区では、昭和41(1966)年に中央電子計算組織を導入して以来、積極的に情報化施策に取り組み、昭和48(1973)年には「中野区情報処理基本計画」を策定し、漢字処理化やオンラインによる即時処理の実現、各種OA機器の導入、拡充などを進めてきました。

また、その後の情報通信技術や機器の発展に伴い、平成5(1993)年に行政情報化、地域情報化の双方の視点を踏まえた「中野区情報化推進計画」(平成9(1997)年3月に改定)を策定したほか、平成6(1994)年には「中野区テレピア基本計画」を策定し、テレピア地域の指定を受け、都市型CATV区民チャンネルの開局、図書館オンラインネットワークシステムなどの整備を行い、着実に情報化を進めてきました。

平成14(2002)年3月に当面の3か年に焦点を絞った、「電子区役所実現3か年プログラム」を取りまとめ、電子区役所の実現を推進し、文書管理、財務会計、庶務事務などの内部情報系のシステムを稼働させ、事務効率の向上と情報共有を図るとともに、「電子申請サービス」を平成17(2005)年から開始しました。

平成20(2008)年3月に計画期間を10年とする「中野区地域情報化推進計画」を策定し、ICT*の利活用により区民生活・地域社会・行政の情報化などに取り組みました。また、「中野区住民情報系システム全体最適化計画」を策定し、住民情報系システムのソフトウェアパッケージ化と、それを見据えたハードウェアのオープン化を進めるとともに、マイナンバー制度導入への対応、区の情報セキュリティの向上を目的としたネットワーク三層分離*への対応など、区として対応すべき課題の解決に取り組んできました。

2 区の情報化における現状と課題

(1) 中野区基本構想に描くまちの姿の実現

区は、中野区基本構想の実現を図るため、令和3(2021)年9月に中野区基本計画を策定しました。中野区基本計画の各政策・施策において示す取組のうち、ICT*を活用して事業を進めていくべき取組を着実に推進する必要があります。また、区政運営の基本方針において、社会の変化に対応した質の高い行政サービスの提供を示しており、今後見込まれる、超高齢社会や人口減少局面においても、デジタルシフト*による行政サービスの質と効率性の向上に向けた取組を中野区基本計画と整合を図りながら進めていく必要があります。

(2) 区役所新庁舎への移転を見据えた情報基盤の整備

区では令和6(2024)年5月に区役所新庁舎への移転を予定しています。区役所新庁舎の整備スケジュールに合わせて、より一層の区民サービスの向上を図るために窓口対応環境の構築を進めるとともに、業務の質の向上を図るために、ネットワーク環境の整備、コミュニケーション手段の多様化、紙文書や台帳の電子化と機能的な保有方法の検討などICT*を活用し、効率的で多様な働き方を可能とする情報基盤の整備を進める必要があります。

(3) 国の方針等への対応

国は、デジタル社会の実現に向けて、自治体全体と連携して取り組んでいくために策定した「自治体DX推進計画」において、重点取組事項として以下の6つの取組を示すとともに、あわせて取り組むべき事項として2つの取組を示しています。区においても推進体制を整え、重点的に取り組んでいく必要があります。

また、官民データ活用推進基本法第9条において、区市町村における官民データ活用の推進に関する施策の基本的な計画の策定が努力義務とされています。区では、同法が自治体に求める以下の5つの施策を推進することにより、豊かで快適な生活環境の実現を目指すための取組を進める必要があります。

ア 「自治体DX推進計画」における自治体の重点取組事項

- ①自治体の情報システムの標準化・共通化*
- ②マイナンバーカードの普及及び活用に係る取組
- ③行政手続等の原則オンライン化
- ④AI*・RPA*の利用推進
- ⑤テレワーク*の推進
- ⑥セキュリティ対策の徹底

イ 重点取組事項と合わせて取り組むべき事項

- ①地域社会のデジタル化
- ②デジタルデバイド*の是正に係る取組

ウ 官民データ活用推進基本法における基本的施策

- ①行政手続等の原則オンライン化（※再掲）
- ②オープンデータ*の推進による官民データの活用
- ③マイナンバーカードの普及及び活用に係る取組（※再掲）
- ④デジタルデバイドの是正に係る取組（※再掲）
- ⑤情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（標準化、業務改革（BPR））

第4章 情報化に向けた基本的な考え方

1 基本方針

中野区基本構想の実現に向け、情報化にかかる社会情勢、国・都の動向、区の現状などを踏まえた情報化施策を推進し、行政手続のオンライン化やオープンデータ*の拡充などの取組によって行政サービスの質の向上を目指します。

また、「自治体DX*推進計画」や区役所新庁舎への移転を契機とし、これらの取組を推進していくにあたっての情報基盤の効果的な整備を集中的に進めます。

2 計画の目標

目標1 ICTを活用した行政サービスの提供による区民の利便性向上と地域の活性化

スマートフォンの急速な普及などにより、より生活に身近になったICT*を活用し、行政サービスの利便性向上を図ることで、利用者がその利便性を実感できるよう取り組むとともに、あわせて、より身近に行政サービスを感じることができるよう取り組む必要があります。新しい生活様式の浸透や今後ますます加速する高齢化など、社会情勢の大きな変化を踏まえながら、情報化によって誰もが等しく行政サービスを利用できる環境をつくり、利用者視点でICTやデータなどを活用し、さらなるオープンデータ*の推進を行うことで区民にとってさらに利便性の高い行政サービスを提供することを目指します。

そして、地域のつながりを広げ、地域経済活動の活性化を図るために、区民や事業者のICT活用を促進します。また、産学官民*の協働により地域課題の解決を目指します。

目標2 効率的で質の高い情報基盤の整備による区政運営の推進

区役所新庁舎への移転を契機として情報基盤の見直しを行います。ユニファイド・コミュニケーション*の導入や、ペーパーレス化の徹底、事務手続における押印見直しを進めるなど、長期的な視点において効率的かつ柔軟な働き方ができる環境を整備します。

業務システムの標準化・共通化*に合わせて、強靱な情報セキュリティ基盤を維持しながら、改めて全体最適化の視点でシステムの見直しを行い、手続のオンライン化やシステム間の連携を強化することで利便性の向上と効率化の両立を目指します。

急速に発展するICT*に対応可能な職員を計画的、継続的に育成するとともに、外部人材の活用などを進め、体制の強化を行います。

3 計画の体系

本計画では「目標」に基づいた「情報化に向けた取組」を設定し、情報化に向けた取組のなかで事業内容を定めています。

【凡例】

- ：「官民データ活用推進計画」において示されている地方公共団体が取り組むべき事項・内容
- ◆：「自治体DX推進計画」において示されている地方公共団体が取り組むべき事項・内容

目標1 ICTを活用した行政サービスの提供による区民の利便性向上と地域の活性化

情報化に向けた取組	概要	
1 来庁しなくても受けられる行政手続の充実	電子申請やマイナンバーカードを活用したオンラインサービスを活用して、区民が来庁せずに手続を済ませることができる環境整備を進めます。	● ◆
2 効率的な区政情報の発信と広聴機能の強化	どんな人でも見やすい・探しやすいユニバーサルデザイン*に配慮したホームページや、地図情報等を充実させた公開型GIS*の構築をします。 オンラインでの調査を活用して、区民ニーズの把握や実施事業に関する満足度等が比較的簡易かつ短期間に把握が可能となるよう、広聴機能を強化します。	●
3 つながりや交流の機会の提供支援	区有施設等において、オンライン会議ができる環境を整備するとともに、場所を問わず相談や各種講座等が実施できる環境整備を行います。 また、地域をつなげる仕組みを構築します。	
4 健康で安心して暮らし続けることができる日常生活の支援	ICT機器を活用した見守り体制の充実を図るとともに、国の方針に沿って、生涯にわたる個人の健康等の情報を本人等が正確に把握するための仕組みを整備します。	
5 地域経済活動の活性化	補助金の活用等により、区内商店街におけるキャッシュレス決済の導入を促進し、利用者の利便性の向上と地域経済活動の活性化を図ります。 また、区有施設集会室等使用料の支払いにおいてキャッシュレス化を推進します。	
6 デジタルデバイド*の解消	デジタル初心者に対するICT教室の開催や町会等のICT環境整備の支援など、区民がデジタル技術を活用できるよう支援します。	● ◆
7 産学官民の協働によるICTを活用した地域の課題解決や地域活性化	様々な地域課題について、産学官民*が一緒に解決していくことで、地域活性化を目指します。	● ◆

目標 2 効率的で質の高い情報基盤の整備による区政運営の推進

情報化に向けた取組	概要	
1 行政事務の効率化推進	区の事務について、行政手続の簡素化、ペーパーレスの推進、押印見直しなどの業務改革を行い、EBPM（データに基づく政策形成）の実現に向けた統合型GISやAI*・RPA*などの技術を使うことで、さらなる効率化を目指します。	● ◆
2 職員の効率的な働き方に向けた情報基盤の構築	区役所新庁舎への移転を契機として、情報システムの基盤整備を行い、行政サービスの一層の向上と職員が効率的に働ける環境整備を行います。	◆
3 情報システムの標準化・共通化の推進	国の方針に従って、指定された事務処理を標準仕様システムに移行することで、事務や手続の全国的な標準化*に取り組みます。また、共通的な基盤や機能を提供するクラウドサービスでの運用についても検討をしていきます。	● ◆
4 情報システムの全体最適化・情報セキュリティの強化と確保	業務システムや機器等の標準化により情報システムの運用環境の最適化を推進するとともに、国の標準化・共通化*の方針を踏まえて調達ガイドラインを改訂し、システム全体の最適化を進めていきます。国が策定したセキュリティガイドラインを踏まえた強固な情報セキュリティを確保します。	◆
5 職員の人材育成・活用	ICTスキルの高い職員の育成を行い、計画的な配置と人事異動などを進めることで体制の強化を行います。需要を見定め、期間を定めた外部人材などの活用について検討をします。	





4 計画の進行管理

本計画では目標に対する成果指標を設定します。毎年度、情報化に向けた取組の進行管理と成果指標の確認をあわせて行い、事業の見通しや課題等を確認したうえで、必要に応じて当該年度や翌年度以降の事業に反映します。

第5章 目標と情報化に向けた取組

<取組の見方>

中野区地域情報化推進計画の取組

地域情報化推進計画の取組番号	1-1	取組み名	来庁しなくても受けられる行政手続の充実
1. 目的		目的	成し遂げたい内容、目指すものの内容
区民が来庁せずに手続きを受けられるようサービスが充実している。			インサービス
2. 実施内容		実施内容	目的のために、どのように進めていくか
①マイナンバーカードの普及促進 ②ぴったりサービスなどマイナンバーカード ③ペーパーレスの推進と押印の見直し ④電子申請サービスの見直し ⑤国が示しているマイナポータルからの電子手続きを可能とする環境構築			
3. 期待される効果		期待される効果	区民への効果、区役所内の効果等
区民への効果	○来庁せずに手続きが可能		
区役所内の効果	○デジタル化による業務の効率化		
4. 実施イメージ		実施イメージ	取り組んで行く内容のイメージ図
引っ越し		オンラインで	
子育てなど	 	手続き・申請	

1-1-①	ぴったりサービスなど	「2.実施内容」毎のスケジュール 実施内容における取組事項を記載				
関連部署	情報システム課、手続					
スケジュール		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
○ぴったりサービスの手続拡充	・新規事業は◎印、拡充事業は○印 ・取組事項の再掲表示				拡充	
(国)罹災証明書の閣府が整備するプラットフォームとマイナポータル	・区以外のスケジュールは()で対象を記載し、色分け					
○罹災証明書の取組方針からの区の取組	スケジュールの進捗の凡例 ①検討(方針決定、予算要求) ②準備(調達、構築)				検討	実施
○マイナンバーカード等の役割分担についての整理	③稼働、実施、拡充 ④継続、推進				拡充	推進

(国)は令和3年4月28日付「地方公共団体における行政手続のオンライン化について」総務省より掲示されたスケジュール

目標1 ICTを活用した行政サービスの提供による区民の利便性向上と地域の活性化

- ICT*の活用により、中野区基本計画における施策の取組を効果的に推進します。
- スマートフォン等の情報通信機器の普及や身近となったインターネットを利用した時間や場所にとらわれない行政サービスの提供、窓口における各種行政手続の簡素化、区政情報の取得手段の多様化など、行政サービスの利便性の向上を図ります。
- 施策の実施に当たっては、ICTを活用した地域のつながりや地域経済活動の活性化を図り、デジタルデバイド*を解消する取組を進めます。

□成果指標

指標項目	現状 (令和2(2020)年度)	目標	
		(令和5(2023)年度)	(令和7(2025)年度)
区内のマイナンバーカード交付率	31.6%	100%	100%
オンラインによる申請手続受付件数	約146万件	170万件	200万件
地図情報に関する窓口及び電話等問い合わせ件数	約12万件	—	約6万件
区が特に力を入れていると感じる施策が「情報化の推進」である割合	2.1%	5%	10%
区と連携してデジタルデバイドの解消に向けた取組を行う団体数	2団体	4団体	6団体

【出典】※1 中野区資料 ※2 中野区区民意識・実態調査

□目標の達成に向けた情報化の取組

- 1 来庁しなくても受けられる行政手続の充実
- 2 効率的な区政情報の発信と広聴機能の強化
- 3 つながりや交流の機会の提供支援
- 4 健康で安心して暮らし続けることができる日常生活の支援
- 5 地域経済活動の活性化
- 6 デジタルデバイドの解消
- 7 産学官民*の協働によるICTを活用した地域の課題解決や地域活性化

地域情報化推進計画 の取組番号	1-1	取組み名	来庁しなくても受けられる行政手続の充実
1. 目的			
区民が来庁せずに手続きを受けられるよう、電子申請やマイナンバーカードを活用したオンラインサービスが充実している。			
2. 実施内容			
①マイナンバーカードの普及促進 ②びったりサービスなどマイナンバーカードを活用した電子手続の拡充 ③ペーパーレスの推進と押印の見直し ④電子申請サービスの見直し ⑤国が示しているマイナポータルからの電子手続きを可能とする環境構築			
3. 期待される効果			
区民への効果	○来庁せずに手続きが可能となり、区民利便性の向上		
区役所内の効果	○デジタル化による業務の効率化		
4. 実施イメージ			

1-1-①	マイナンバーカードの普及促進				
関連部署	戸籍住民課				
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
○マイナンバーカード交付窓口の拡大や交付体制の強化	拡充	推進			
コンビニ交付サービスの利用促進	推進				

1-1-②	ぴったりサービスなどマイナンバーカードを活用した電子手続の拡充				
関連部署	情報システム課、手続所管課				
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
○ぴったりサービスでの子育て、介護関係等の手続拡充	検討	拡充			
(国)罹災証明書の発行申請手続について、内閣府が整備するクラウド型被災者支援システムとマイナポータルとの連携対応	検討				
○罹災証明書の発行申請手続について、国の方針からの区への対応検討	(国の方針が通知され次第「検討」、 期日が示されれば、それまでに「実施」)				
○マイナンバーカード普及に伴う他の電子手続等との役割分担及びオンラインサービスについての整理	検討		拡充	推進	

(国)は令和3年4月28日付「地方公共団体における行政手続のオンライン化について」総務省より掲示されたスケジュール

1-1-③	ペーパーレスの推進と押印の見直し				
関連部署	新区役所整備課、窓口所管課				
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
ペーパーレス推進体制の構築	推進				
◎現状調査・諸手続の見直し	実施	拡充		推進	
◎紙資料のペーパーレス化	実施	拡充		推進	

1-1-④	電子申請サービスの見直し				
関連部署	情報システム課、手続所管課				
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
(都)電子申請システムの見直し	実施				
○都の電子申請システムの見直し対応及び手続可能なサービスの拡充	検討	拡充			
(1-1-②再掲)○マイナンバーカード普及に伴う他の電子手続等との役割分担及びオンラインサービスについての整理	検討		拡充	推進	

(都)は東京電子自治体共同運営協議会より掲示されたスケジュール

1-1-⑤	国が示しているマイナポータルからの電子手続を可能とする環境構築				
関連部署	情報システム課、手続所管課				
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
(国)自治体の基幹システムとぴったりサービスのオンライン接続についての標準仕様の提供	実施				
◎マイナポータル手続の電子化に向けた情報基盤の整備	検討	稼働			
○マイナポータルからの電子手続の拡充	検討	拡充			

(国)は総務省より掲示された自治体以外のスケジュール

地域情報化推進計画 の取組番号	1-2	取組み名	効率的な区政情報の発信と広聴機能の強化
1. 目的			
<p>区が保有している各種データの公開数の拡充を行い、誰もが自由に行政データを二次利用できる環境づくりができています。</p> <p>そして、区のホームページがユニバーサルデザインに配慮され、だれもが区の情報を見やすく・探しやすい状態となり、かつ必要な情報が提供されている。</p> <p>また、区民のニーズや満足度が把握でき、迅速に政策への反映ができています。</p>			
2. 実施内容			
<p>①オープンデータの公開数の拡大</p> <p>②ホームページのリニューアル</p> <p>③区民意識・実態調査のオンライン化・各事業のニーズ、満足度等調査の実施</p> <p>④統合型GISの活用</p>			
3. 期待される効果			
区民への効果	○区民のニーズに沿った事業実施の実現		
区役所内の効果	<p>○見やすい・探しやすいホームページにより、電話・窓口問い合わせ件数の減少</p> <p>○区の政策の効果的かつ効率的な実施</p>		
4. 実施イメージ			
<p>The diagram illustrates the process: Citizens (区民等) interact with the district homepage (中野区ホームページ) via various devices (smartphone, tablet, PC). This leads to the collection of map data (地図データ) and other data (各種データ). These are then analyzed (分析) and the results are reflected in various policies (各政策へ反映), which are implemented for citizens.</p>			

1-2-①	オープンデータの公開数の拡大				
関連部署	情報システム課、各所管部				
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
国から示された「自治体が公開することが推奨されるデータ及びフォーマット」の公開	推進				
○オープンデータの公開数の拡大	拡充				
○統合型GIS稼働による地図情報を活用したデータの公開	検討		拡充		推進
職員向け研修の検討・実施	推進				

1-2-2	ホームページのリニューアル				
関連部署	広聴・広報課				
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
◎ホームページの統合・全面リニューアル	検討	準備	稼働	継続	

1-2-3	区民意識・実態調査のオンライン化、各事業のニーズ・満足度等調査の実施				
関連部署	広聴・広報課、総務課				
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
区ホームページのアンケート機能を使用した調査	拡充	推進			
◎区ホームページのリニューアルによるアンケート機能の強化	検討		実施	推進	
◎区民意識・実態調査のオンライン化	検討	実施	推進		

1-2-4	統合型GISの活用				
関連部署	情報システム課、新区役所整備課、各所管部				
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
◎統合型GIS導入・活用	検討	準備	稼働	継続	
地図資料などのペーパーレス化	実施				

地域情報化推進計画 の取組番号	1-3	取組み名	つながりや交流の機会の提供支援
1. 目的			
<p>区有施設でオンライン会議環境があり、利用者が本庁舎に来なくても相談ができる。 そして、場所を問わず、各種講座等が受けられる。 また、ICTが地域のつながりの1つの手段として活用されている。</p>			
2. 実施内容			
<p>①オンラインを活用した相談・講座の開催 ②地域をつなげる仕組みの構築 ③区有施設の区民向けオンライン環境の整備 ④区役所内におけるオンライン会議の普及</p>			
3. 期待される効果			
区民への効果	<p>○区民に対する利便性向上・支援の拡大 ○新型コロナウイルス感染症拡大防止</p>		
区役所内の効果	<p>○往訪の抑制による、支援活動の効率化</p>		
4. 実施イメージ			

1-3-①	オンラインを活用した相談・講座の開催				
関連部署	情報システム課、相談・講座等実施課				
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
オンラインを活用した相談・講座の操作方法の周知	実施	推進			
オンラインを活用した相談・講座開催	実施	推進			
パソコン教室やスマートフォン教室の開催	推進				

1-3-2	地域をつなげる仕組みの構築				
関連部署	情報システム課、地域活動推進課				
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
◎モバイル機器利用に向けたきっかけの創出	検討	実施	推進		
◎スマートフォン講習会		実施			
◎地域に携わる方を中心としたICTの活用	検討		実施	推進	

1-3-3	区有施設の区民向けオンライン環境の整備				
関連部署	広聴・広報課、情報システム課、各施設管理課、相談・講座等実施課				
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
地域BWAシステムの協定	推進				
Nakano Free Wi-Fi の見直し	検討	実施			
◎区民活動センターにおけるオンライン環境の整備(モバイルルータ貸出)	稼働	継続			
○本庁舎会議室等におけるオンライン環境の整備	稼働	継続			
◎新庁舎におけるオンライン環境の整備	検討			稼働	継続
○区有施設におけるオンライン環境の拡充	検討		拡充	推進	

1-3-4	区役所内におけるオンライン会議の普及				
関連部署	情報システム課、オンライン会議利用課				
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
◎オンライン会議活用の手引きの作成・周知	実施	推進			
◎オンライン会議開催・活用のための職員研修	実施	推進			

地域情報化推進計画 の取組番号	1-4	取組み名	健康で安心して暮らし続けることができる日常生活の支援			
1. 目的						
<p>一人暮らし高齢者の見守りセンサーや認知症高齢者等のためのGPSなどのICT技術を活用した見守り体制により、高齢者などが安心して暮らし続けることができる。</p> <p>また、国の方針に従って、マイナポータルを活用して本人等が健康状態を確認できている。</p>						
2. 実施内容						
<p>①ICT技術を活用した高齢者の見守り・支えあいの推進</p> <p>②マイナポータルから本人や家族等が健康情報を把握するための仕組み(PHR)の整備</p>						
3. 期待される効果						
区民への効果	<p>○高齢者などが安全かつ健康的で、安心して暮らし続けることができる</p> <p>○自らの健康状態を把握し、疾病の早期発見・早期治療につながる</p>					
区役所内の効果	<p>○ICT技術を活用することで、適切で迅速な対象者への支援が可能</p> <p>○重複投薬の防止や適切な医療サービス提供等による、医療費の適正化</p>					
4. 実施イメージ						
1-4-①	ICT技術を活用した高齢者の見守り・支えあいの推進					
関連部署	地域活動推進課、地域包括ケア推進課					
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
○ICT技術を活用した見守り・支えあいなどの支援の充実	検討		実施		推進	

1-4-2	マイナポータルから本人や家族が健康情報を把握するための仕組み(PHR)の整備				
関連部署	保健企画課				
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
◎PHRのマイナポータルからの参照・管理	準備	稼働	継続		
(国)自治体間の健診受診情報の共有		稼働	継続		
(国)電子処方箋の仕組みへの対応		検討			
(国)自身の保険医療情報を活用できる仕組みへの対応		検討			

(国)は厚生労働省より掲示されたスケジュール

地域情報化推進計画 の取組番号	1-5	取組み名	地域経済活動の活性化
1. 目的			
区内事業者がICT技術を活用することで、経済交流が広がり、販路が拡大し、生産性が向上される。さらに、商店街や区有施設集会所等使用料の支払い等においてキャッシュレス化を推進し、非接触型決済の普及となり、区民や外国人観光客等の利便性が向上している。			
2. 実施内容			
①区内事業者のICT化促進及び経済交流の支援 ②商店街のキャッシュレス化推進 ③区有施設集会所等使用料の支払いのキャッシュレス化推進			
3. 期待される効果			
区民への効果	○区内事業者同士の交流の増加による、地域経済の成長 ○商店街での買い物等における区民の利便性の向上 ○商店街における外国人観光客等の増加 ○区有施設集会所等使用料の支払いにおける利便性の向上		
区役所内の効果	○区内事業者数や区内従業者数の増加 ○「利便性の高い区」の構築 ○区内への観光客の誘致		
4. 実施イメージ			

1-5-①	区内事業者のICT化促進及び経済交流の支援				
関連部署	産業振興課				
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
区内事業者に対するオンライン化支援	実施		推進		
◎区内連携機関とのネットワークを活用して、事業者のICT化促進を支援	検討		実施		
◎販路拡大のためのイベントや先端技術を紹介するセミナー等への事業者の参加を支援	検討		実施		

1-5-2	商店街のキャッシュレス化推進				
関連部署	産業振興課				
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
○商店街へのキャッシュレス機器の導入支援、実績検証及び拡充支援の検討	実施		検討 (拡充支援)		

1-5-3	区有施設集会室等使用料の支払いのキャッシュレス化推進				
関連部署	地域活動推進課(区民活動センター)、他施設管理課				
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
◎区民活動センターのキャッシュレス化	検討		実施	継続	
○他施設のキャッシュレス化		検討		実施	継続

地域情報化推進計画 の取組番号	1-6	取組み名	デジタルデバイドの解消
--------------------	-----	------	-------------

1. 目的

デジタル初心者向けにICT教室の開催やサポート支援体制の整備などにより、モバイル機器を活用する人が増え、区のオンラインサービスの利用や情報収集及び発信などICTを利活用する区民が増えている。

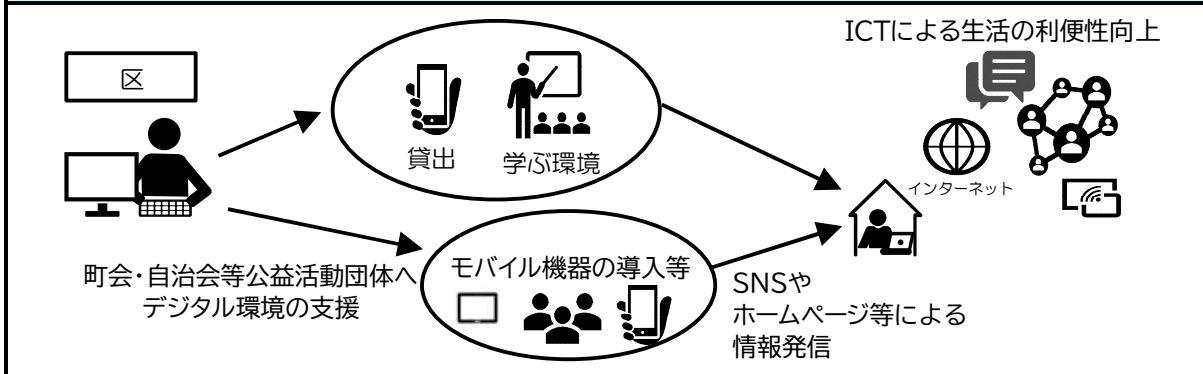
2. 実施内容

- ①デジタルデバイド解消に向けた支援
- ②町会・自治会等公益活動団体におけるICT環境の支援

3. 期待される効果

区民への効果	<ul style="list-style-type: none"> ○ICT活用機会の創出 ○ICTの利活用により生活利便性が向上
区役所内の効果	○オンラインでの利用者が増加することにより、オンラインサービス提供等が促進

4. 実施イメージ



1-6-①	デジタルデバイド解消に向けた支援				
関連部署	情報システム課				
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
パソコン教室やスマートフォン教室の開催	継続				
◎区民のモバイル機器に関する実態把握	実施				
(1-3-②再掲) ◎モバイル機器利用に向けたきっかけの創出	検討	実施	推進		
(1-3-②再掲) ◎スマートフォン講習会		実施	実施		

1-6-②	町会・自治会等公益活動団体におけるICT環境の支援(町会・自治会公益活動推進助成制度)				
関連部署	地域活動推進課				
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
○助成金の支給(町会・自治会のICT活動)	拡充	推進			
◎町会・自治会等公益活動団体のICTスキルの向上に向けた支援	実施	推進			
◎SNSやホームページ等による、町会・自治会等公益活動団体の情報発信の支援	検討		実施	推進	

地域情報化推進計画 の取組番号	1-7	取組み名	産学官民の協働によるICTを活用した地域の課題解決や地域活性化
--------------------	-----	------	---------------------------------

1. 目的

行政サービスの効率化・高度化、区民の生活の利便性や快適性の向上、安心・安全に暮らせる街などの街づくりを通じた際の様々な課題について、産業界（民間企業）、学校（教育・研究機関）、官公庁（国・自治体）、民間（区民・NPO）が一緒に解決していくことで、地域活性化を実現することができる。

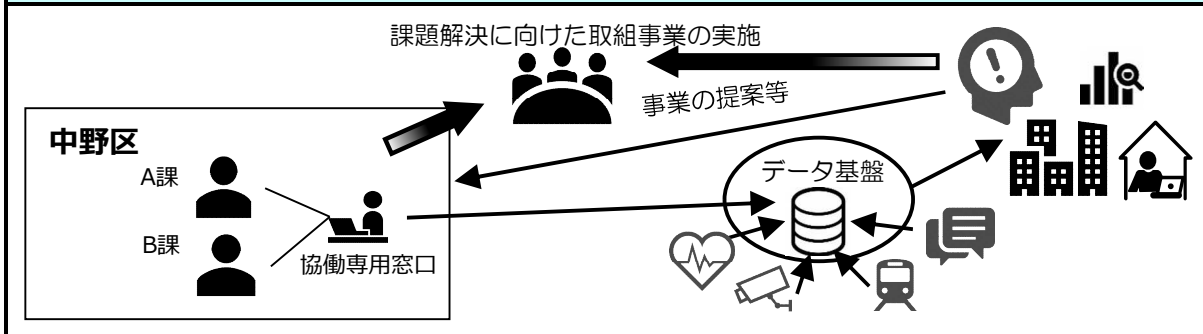
2. 実施内容

- ①オープンデータの公開数の拡大
- ②産学官民の協働に関する区の窓口体制の整備とデータ連携
- ③東京都が整備する横断的な連携を可能とするデータ基盤の活用

3. 期待される効果

区民への効果	○区民生活の利便性や快適性の向上、より区民のニーズに沿った事業実施の実現
区役所内の効果	○行政単独では解決できなかった課題の解決

4. 実施イメージ



1-7-①	(1-2-①再掲) オープンデータの公開数の拡大				
関連部署	情報システム課、各所管課				
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
国から示された「自治体が公開することが推奨されるデータ及びフォーマット」の公開	推進				
○オープンデータの公開数の拡大	拡充				
○統合型GIS稼働による地図情報を活用したデータの公開	検討		拡充		推進
職員向け研修の実施	推進				

1-7-2	産学官民の協働に関する区の窓口体制の整備とデータ連携				
関連部署	情報システム課、産学官民からの連携希望があった事業の担当課				
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
産学官民協働専用窓口の広報	推進				
民間ポータルサイト等と区のデータ連携の推進	推進				

1-7-3	東京都が整備する横断的な連携を可能とするデータ基盤(東京データプラットフォーム：TDPF)の活用				
関連部署	情報システム課				
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
(都) TDPF 運営組織設立	令和4年度以降に予定されている行政データの整備後に区としてデータ提供等を開始予定				
(都) 市区町村の行政データを整備・運用					
◎TDPFとのデータ提供・活用					

(都)は東京都より掲示された都のスケジュール

目標 2 効率的で質の高い情報基盤の整備による区政運営の推進

- 区役所新庁舎への移転に向けて、情報セキュリティの水準を維持しながら、より質の高いサービスを提供できるよう、職員が柔軟かつ効率的な働き方ができる情報基盤の構築を目指します。
- 効率的で質の高い事務を行うため、システムの改修や導入時における、システム間の連携や標準化*、経費の削減等の全体最適化を推進します。
- 個人情報に代表される重要な情報を守るために、職員研修や安全点検を実施するとともに、情報セキュリティ基盤の強化を継続的に行うことで情報セキュリティの向上に努めます。
- ICTを利活用できる職員の育成や計画的な配置を行うとともに、専門的な知識や経験を有する民間人材の活用などを進めていきます。

□成果指標

指標項目	現状	目標	
	(令和 2(2020)年度)	(令和 5(2023)年度)	(令和 7(2025)年度)
本庁舎の執務室等で保有し、組織で共有している文書量 (fm) ※	約8,800fm	約3,600fm	約3,000fm
AI・RPAの活用による業務改善数	2件	7件	15件
標準化システムへ移行した事業数	0/15	1/15	15/15
情報セキュリティ事故発生件数	14件	0件	0件
ICT資格の「ITパスポート試験」取得者数	13名	20名	30名

【出典】中野区資料

※fm (ファイルメーター)・・・書類を積み上げた高さをメートル単位で測ったもので、一般的に1fmは約1万枚と換算する。

□目標の達成に向けた情報化の取組

- 1 行政事務の効率化推進
- 2 職員の効率的な働き方に向けた情報基盤の構築
- 3 情報システムの標準化・共通化*の推進
- 4 情報システムの全体最適化・情報セキュリティの強化と確保
- 5 職員の人材育成・活用

地域情報化推進計画 の取組番号	2-1	取り組み名	行政事務の効率化推進
1. 目的			
<p>区の事務について、ペーパーレスなどの業務改革を行い、効率化を図る。 そして、EBPM（データに基づく政策形成）の実現に向けた統合型GISやAI・RPAなどの技術を使うことで、さらに効率化が図られ、職員が区民サービスの更なる充実に力を注ぐことができる。</p>			
2. 実施内容			
<p>①ペーパーレスの推進と押印の見直し ②AI・RPAの利用促進 ③窓口支援システムの導入 ④統合型GISの整備</p>			
3. 期待される効果			
区民への効果	<p>○外国人住民等に対して、AIにより多言語対応が充実し情報提供や相談が可能 ○窓口手続きにおける申請書記入などの手間の省略化</p>		
区役所内の効果	<p>○職員の負担軽減、業務効率化 ○管理する紙資料の削減（保管スペース削減、情報検索性の向上）</p>		
4. 実施イメージ			
<p>紙面による業務の見直し、電子化・クラウドサービスの活用によるペーパーレス化を図る</p> <p>職員が外からデータを登録</p> <p>来庁した区民のスムーズな案内が可能となるような窓口支援等の設計について検討する</p>			

2-1-①	(1-1-③再掲) ペーパーレスの推進と押印の見直し				
関連部署	新区役所整備課、窓口所管部				
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
ペーパーレス推進体制の構築	推進				
◎現状調査・諸手続の見直し	実施	拡充		推進	
◎紙資料のペーパーレス化	実施	拡充		推進	

2-1-②		A I ・ R P A の利用促進				
関連部署	情報システム課、区民文化国際課、税務課、保育園・幼稚園課、ごみゼロ推進課・清掃事務所、各所管課					
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
総務省の調査結果やガイドブック、他自治体事例等から導入検討	検討			実施	推進	
○多言語A I 通訳システムの充実	検討		拡充	推進		
◎滞納整理支援システムR P A 連携導入	稼働	継続				
◎収納業務におけるA I - O C R トライアル実施及び導入	稼働 (トライアル)	稼働	継続			
○保育所利用関係申請のR P A 拡充	稼働	継続				
○保育所利用関係申請のA I - O C R 拡充	稼働	継続				
◎保育所等A I 入所選考システムの導入	準備	稼働	継続			
○ごみ分別アプリへのA I 活用等拡充	検討	準備・稼働	継続			

2-1-③		窓口支援システムの導入				
関連部署	情報システム課、新区役所整備課、各所管課					
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
◎新庁舎の窓口支援システムの導入	検討		準備	稼働	継続	

2-1-④		統合型G I S の活用				
関連部署	情報システム課、新区役所整備課、各所管課					
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
(1-2-④再掲) ◎統合型G I S 導入・活用	検討	準備	稼働	継続		
(1-2-④再掲) 地図資料などのペーパーレス化	実施					
外からデータを登録する機能の利用			実施	継続		

地域情報化推進計画 の取組番号	2-2	取組み名	職員の効率的な働き方に向けた情報基盤の構築
--------------------	-----	------	-----------------------

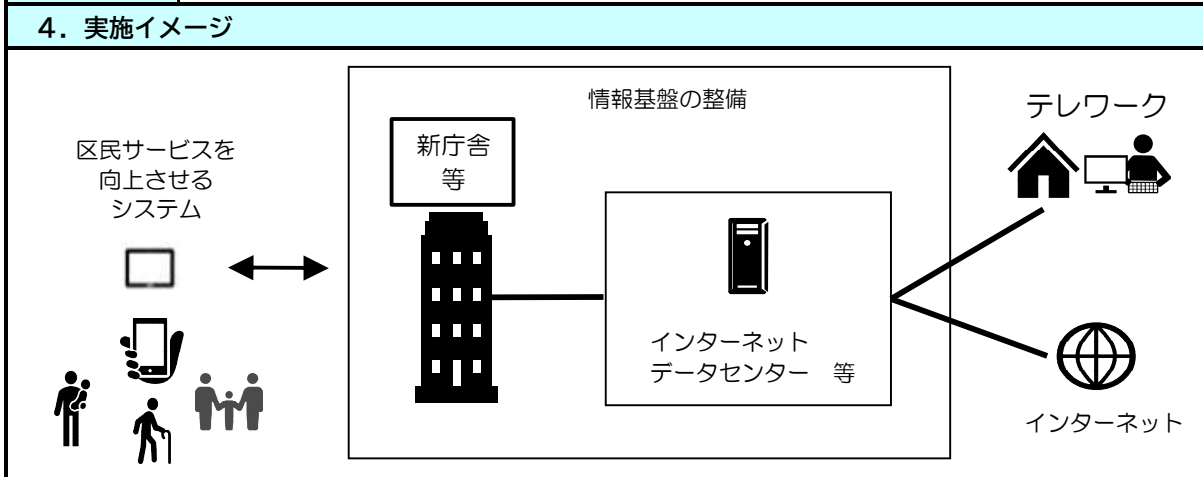
1. 目的

情報システムの基盤整備を行い、職員が効率的に働けるような環境が整備されている。

- 2. 実施内容**
- ①テレワークの推進
 - ②インターネットデータセンターの見直し・職員が情報共有等に使用する情報インフラの見直し
 - ③新庁舎における区民サービスを向上させるシステムの整備
 - ④新庁舎における情報基盤の整備
 - ⑤統合仮想サーバ環境の最適化(ガバメントクラウドを見据えた方針の決定)

3. 期待される効果

区民への効果	○職員の生産性向上による区民サービス全般の質の向上
区役所内の効果	○職員の生産性向上



2-2-①	テレワークの推進				
関連部署	情報システム課、職員課				
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
◎テレワークシステムの導入	稼働	継続			
◎ユニファイド・コミュニケーションの導入	検討	準備	稼働	継続	

2-2-②	インターネットデータセンターの見直し・職員が情報共有等に使用する情報インフラの見直し				
関連部署	情報システム課				
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
(都)都の都区市町村セキュリティクラウドの見直し	検討 ↓	稼働			
◎都区市町村セキュリティクラウドへの対応	検討	稼働			
◎新庁舎移転を見据えたインターネットデータセンターの構築	検討	準備・稼働		継続	

(都)は東京都より掲示されたスケジュール

2-2-③	新庁舎における区民サービスを向上させるシステムの整備				
関連部署	情報システム課、新区役所整備課、区議会事務局、各所管課				
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
(2-1-③再掲)◎新庁舎の窓口支援システムの導入	検討		準備	稼働	継続
◎発券機システム	検討		準備	稼働	継続
◎議場システム	検討		準備	稼働	継続
Free Wi-Fiの運用	検討		準備	稼働	継続

2-2-④	新庁舎における情報基盤の整備				
関連部署	情報システム課、新区役所整備課、システム所管課				
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
◎移転に向けた機器の調達	検討		準備	稼働	継続
◎ネットワークの整備	検討		準備	稼働	継続
(2-2-①再掲)◎ユニファイド・コミュニケーションの導入	検討		準備	稼働	継続
◎既存システムの機器の移転	検討		準備	稼働	継続

2-2-⑤	統合仮想サーバ環境の最適化（ガバメントクラウドを見据えた方針の決定）				
関連部署	情報システム課				
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
(国)共通化(クラウドサービス)「(仮称)Gov-Cloud」の提供	実施				
(国)事業者による標準準拠システム開発（「(仮称)Gov-Cloud」上でのサービス提供）		実施(予定)			
クラウドサービス利用の方針決定	検討	実施			
◎国が指定し、該当する15業務システム国のスケジュールに合わせて、段階的に移行		2-3の標準化・共通化の取組にて、段階的に移行していく			
◎国が指定し、該当する15業務以外のシステム運用している各システムについて、リプレイス等を契機とした最適化の検討		検討			

(国)は総務省より掲示されたスケジュール

地域情報化推進計画 の取組番号	2-3	取組み名	情報システム標準化・共通化の推進
1. 目的			
<p>国の方針に沿って、指定された業務について標準仕様となった業務システムに移行し、共通化として示されたセキュリティ等を担保した環境とすることで、業務システムの安全性を高め、全国均一の区民サービスの提供や行政事務の効率化が推進される。また標準仕様からさらなる区民サービスの向上を図るため、区固有の業務についても推進していく。</p>			
2. 実施内容			
①情報システムの標準化・共通化			
3. 期待される効果			
区民への効果	○標準仕様の業務システムにより、全国均一な住民サービスの提供が可能になる		
区役所内の効果	○標準仕様により情報システムのカスタマイズが抑制され、業務の見直しも図られる ○セキュリティレベルが統一され、業務システムが安定稼働する ○システム関連業務の円滑化と効率化が図られる		
4. 実施イメージ			
<p>標準仕様によるシステムの導入</p> <p>標準仕様によるシステムの選定</p> <p>共通的な基盤・機能</p> <p>中野区データ</p> <p>中野区</p>			

2-3-①		情報システムの標準化・共通化（クラウドサービス）				
関連部署	情報システム課、該当する15業務のシステム保有課（戸籍住民課、税務課、保険医療課、子育て支援課、介護・高齢者支援課、福祉推進課、生活援護課、保健企画課、学校教育課、選挙管理委員会事務局）、標準化対象業務とデータ接続しているシステム保有課					
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
(国)先行の住民基本台帳業務の標準仕様策定・仕様の調整	実施(予定)					
標準仕様と現行システム及び事務や関連システム等の対応度調査	実施					
標準化・共通化に向けた移行方針決定	検討					
住民基本台帳業務のシステム標準化対応後の事務運用方針等決定	検討					
(国)共通化(クラウドサービス)「(仮称)Gov-Cloud」の提供	準備		実施	継続		
(国)事業者による標準準拠システム開発（「(仮称)Gov-Cloud」上でのサービス提供）		実施(予定)				
◎住民基本台帳業務の標準化・共通化対応	検討		実施			
(国)1期(個人住民税、軽自動車税、障害者福祉、介護保険、就学)標準化の仕様策定・仕様の調整	実施(予定)					
標準仕様と現行システム及び事務や関連システム等の対応度調査	実施					
1期のシステム標準化対応後の事務運用方針等決定	検討					
◎1期の標準化・共通化対応	検討		実施			
(国)2期(選挙人名簿管理、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、児童手当、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども子育て支援)標準化の仕様策定・仕様の調整		実施(予定)				
標準仕様と現行システム及び事務や関連システム等の対応度調査		実施				
2期のシステム標準化対応後の事務運用方針等決定		検討				
◎2期の標準化・共通化対応		検討		実施		
◎標準化対象業務とデータ接続している業務システムのシステム改修	データ接続しているシステムの対応状況による					

(国)は総務省より掲示された自治体以外のスケジュール

地域情報化推進計画 の取組番号	2-4	取組み名	情報システムの全体最適化・情報セキュリティの強化と確保
--------------------	-----	------	-----------------------------

1. 目的

業務システムや機器等の標準化により、情報システムの運用環境の最適化を推進し、情報システムの全体最適化を推進する。また、国が策定したセキュリティガイドラインも踏まえて見直しをなされ、強固な情報セキュリティが確保されている。

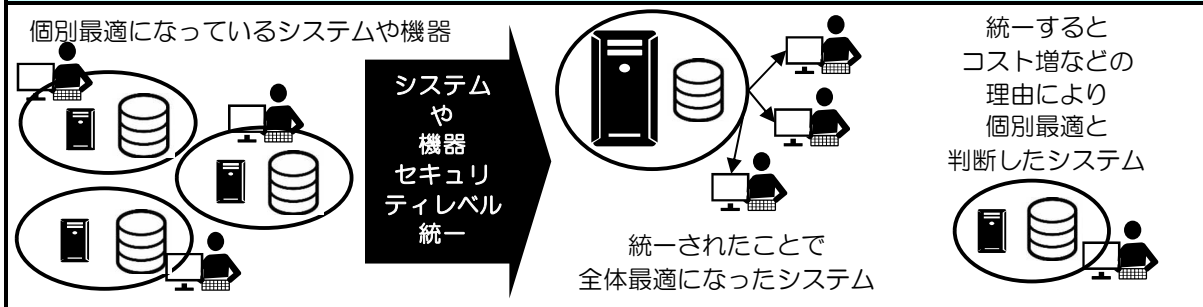
2. 実施内容

- ①システムや機器、運用管理について統合等の見直し
- ②強固な情報セキュリティレベルの確保

3. 期待される効果

区民への効果	○情報システムの最適化により生み出された時間を区民に向けることで区民サービスが充実 ○セキュリティレベルが統一されることによる安全の確保
区役所内の効果	○システム関連業務の効率化(システム調達、システム運用等) ○運用ルールにより安全なセキュリティレベルが確保

4. 実施イメージ



2-4-①	システムや機器、運用管理について統合等の見直し				
関連部署	情報システム課、各所管課				
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
調達ガイドラインの運用 (PDCAサイクル)	推進				
○調達ガイドラインの改定 (SLA方針の追加)	実施	推進			
○調達ガイドラインの改定 (評価方法の見直し)	実施	推進			

2-4-②	強固な情報セキュリティレベルの確保				
関連部署	情報システム課、各システム保有課				
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
セキュリティ運用（PDCAサイクル）	推進				

地域情報化推進計画 の取組番号	2-5	取組み名	職員の人材育成・活用
1. 目的			
<p>情報システムやネットワーク管理運用に関する実務経験等を通じて、ICTスキルの高い人材を育成し、新庁舎への移転を見据えた行政サービスのデジタルシフトが推進されている。</p> <p>また、期間を定めて外部人材を登用し、民間企業等における先進的な技術や専門的な知識等を活用することで、短期間で行政サービスのデジタルシフトが推進されている。</p>			
2. 実施内容			
<p>①ICTスキルの高い人材の育成 ②外部人材の活用</p>			
3. 期待される効果			
区民への効果	○ ICT技術の活用による行政サービスの向上		
区役所内の効果	<p>○ ICTに関する全般的な知識の底上げ ○ 適材適所の配置により、職員の能力と専門性の発揮 ○ 高度なICT技術を活かした政策形成・行政サービスの提供</p>		
4. 実施イメージ			

2-5-①	ICTスキルの高い人材の育成				
関連部署	情報システム課、職員課				
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
◎ (仮) 人材情報活用システムの導入、活用	検討	準備	稼働	継続	
◎ 研修プログラムの実施	検討	実施	推進		
◎ ICT関連資格の取得支援	検討	実施	推進		

2-5-②	外部人材の活用				
関連部署	職員課				
スケジュール	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
◎任期を定めた外部人材の活用	検討	実施	推進		
◎特別区におけるICT人材の確保の検討	検討				

第6章 推進体制

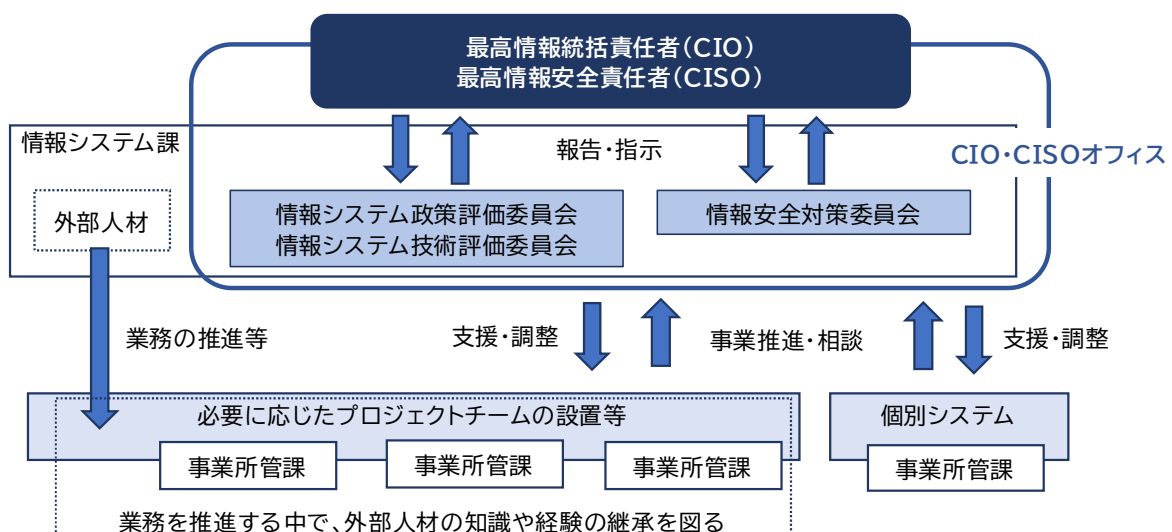
区では、「情報政策の推進に係る規則」において情報システム等の情報資産の適正かつ効率的な運用管理を図り、情報システムを活用した区民生活及び行政サービスの向上並びに情報システムの信頼性の確保を図ることを目的として、CIO（CISO）オフィス体制を取り入れています。CIO（CISO）オフィスは、最高情報統括責任者（CIO）を中心として、副CIO（副CISO）、CIO補佐官、中野区IT専門支援員及び情報システム課の職員によって構成し、情報システムの調達に関する指針（以下、「調達ガイドライン」という。）に沿って、事業の主管課との調整及び支援を実施しています。

また、調達ガイドラインに定める情報システムに係る技術的な評価を行うための情報システム技術評価委員会や、情報システムに係る政策適合性、実現性及び費用対効果の観点から評価を行い、事業を判断する情報システム政策評価委員会を実施しています。

これに合わせて、最高情報安全責任者（CISO）のもと、中野区情報安全対策基本方針、中野区情報安全対策基準及び情報安全対策実施手順を定め、誠実に遵守することで、情報セキュリティ対策を推進し、区の情報資産を適切に保護します。

中野区基本構想に描くまちの姿の実現に向け、また、区役所新庁舎への移転、国の施策によるシステムの標準化・共通化*などの実施に向けて、本計画における2つの目標と12の情報化の取組を達成するため、組織改正を含めた推進体制を検討していきます。さらに、期間を定めてICTスキルの高い外部人材を職員として任用し活用するほか、全庁横断的に取り組む必要のある事業の実施にあたっては、プロジェクトチームを設置するなど、全庁一丸となって取り組みます。

新たな情報システムの導入やICTの利活用等にあたっては、外部人材等の持つ知識や経験の継承を積極的に図り、職員のスキルの向上を目指します。



参考資料

□区民向け情報システム（令和3年12月現在、調達しているシステム）

1 情報発信（見守り・防災に特化したシステムは「3 見守り・防災」を参照）

システム	概要	その他
コンテンツマネジメントシステム	区の公式ホームページシステムです。	
なかの便利地図システム	区の公式ホームページや携帯版ホームページにおける地図を提供しています。	区公式ホームページ内に掲載
Facebook	災害をはじめとした緊急情報やイベント、区の取組等を提供しています。	アカウント名「中野区役所」
LINE		アカウント名「中野区」
Twitter		アカウント名「東京都中野区（広報係）」
YouTube	区長記者会見や子育て、健康福祉などの動画を配信しています。	アカウント名「中野区公式チャンネル」
中野区公式観光サイト（まるっと中野）	中野の文化・商業・娯楽・飲食などの観光情報及び、なかの里・まち連携事業の情報を発信しています。	
就労求人支援サイト（ぐっJOBなかの）	求人情報・雇用促進関連情報を提供しています。	
中野区けあプロ・navi	介護事業所及び介護予防・生活支援サービスの情報を提供しています。	
区議会ホームページ	開かれた区議会運営の推進の一環として、広く区民に区議会情報を提供しています。	
区議会インターネット中継	中野区議会本会議及び予算・決算特別委員会の映像のVOD（ビデオ・オン・デマンド）配信をしています。	

2 区民等利用

システム	概要	その他
コンテンツマネジメントシステムの「区民の声」	区の公式ホームページシステム内にある「区民の声」という機能で、区政への意見・要望等を投稿することができます。	
区民の声スマートフォンアプリケーション(なかのEYEアプリ)	道路の不具合や放置自転車など、スマートフォンから写真等を用いて区に知らせることができ、区側の対応状況についても確認することができます。	
東京電子自治体共同運営サービス(電子申請・電子調達)	行政手続をオンラインで申請することができます。	
ぴったりサービス*	マイナンバーカードを使用して、行政サービスを検索したり、オンライン申請や届出を行えます。	
窓口利用状況案内システム・窓口発券機受付及び混雑状況配信システム	区役所本庁舎1階の戸籍住民課窓口及び3階子ども総合窓口について、待ち人数や交付呼出し中の番号等を確認できます。	
コンビニ交付システム	マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアで、以下の証明書が取得できます。 1 住民票の写し 2 印鑑登録証明書 3 特別区民税・都民税の課税(非課税)証明書 4 特別区民税・都民税の納税証明書 5 戸籍全部事項証明書 6 戸籍個人事項証明書 7 戸籍の附票の写し ※全ての証明書の交付について手数料がかかりますが、窓口や郵送よりも安くお求めいただけます	
電子マネー決済システム	証明書の交付手数料について、区役所本庁舎1階の戸籍住民課窓口にて、交通系電子マネーで支払いができます。	

システム	概要	その他
スマートフォン決済	住民税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料について、スマートフォン決済アプリ請求書払いを利用して支払いができます。	
Pay-easy (ペイジー)	住民税、軽自動車税、国民健康保険料について、パソコン、スマートフォン、携帯電話からインターネットバンキングやATMで支払いができます。	
モバイルレジ	住民税、軽自動車税、国民健康保険料について、スマートフォンからクレジットカードやインターネットバンキングで支払いができます。	
ネットdeモバイルレジ	住民税について、パソコン、スマートフォン、タブレットからクレジットカードで支払いができます。	
Pay-easy (ペイジー) 口座振替受付システム	住民税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の口座振替申込み手続きが、印鑑不要でキャッシュカードと暗証番号のみで行えます。	
地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)	インターネットから、以下の書類を複数自治体に一括で提出できます。 1 給与支払報告書 2 給与支払い報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 3 普通徴収から特別徴収への切替届出書 4 退職所得に係る納入申告書 5 公的年金等支払報告書 6 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	
中野区住民税額計算及び住民税申告書作成システム	インターネットを介して、住民税の税額計算の試算と住民税申告書の作成ができます。	

システム	概要	その他
図書館システム	区内各図書館のイベント情報、お知らせの閲覧や書籍等の予約・貸出状況の照会ができます。	
施設予約システム	文化・スポーツ施設、小中学校校庭及び中学校体育館開放の利用者登録をした団体等が、インターネット、携帯電話サイトまたは利用者端末を介し、施設利用の申込を行うことができます。	
粗大ごみ受付システム	インターネットを介して、粗大ごみの収集を申請することができます。	
ごみ分別アプリ	区のごみ分別についてごみ分別辞典から検索ができ、地域を登録すると、ごみ出し日が確認できます。	

3 見守り・防災

システム	概要	その他
中野区安全安心（防犯）メール配信システム	区内で発生した犯罪情報や不審者情報などを希望者にメール配信しています。	
防災情報メールマガジン・中野区防災・気象情報Webサイト	避難情報などの区からのお知らせ、気象情報、地震情報や河川水位情報などを希望者にメール配信しています。 また、雨量・河川水位情報・河川カメラ映像や雨雲の動きなどの情報を提供しています。	
緊急速報メール（エリアメール）システム	一斉に各種の携帯電話ユーザへ伝達され、緊急速報メールを受信した携帯電話は、通話中や電源オフなどでない限り、強制的に鳴動します。区は災害・避難情報を発信します。	緊急地震速報、津波警報や特別警報については、気象庁が発信します。

システム	概要	その他
全国瞬時警報システム（J-ALERT）	国から発出された緊急情報を、防災行政無線スピーカー等から発信します。	
キッズ・プラザ利用者管理システム	キッズ・プラザや学童クラブを利用する子どもたちの施設の利用について、入退時間の把握等をICカードで管理し、希望する保護者にメール配信も行うことができます。	
学童クラブ利用者管理システム		
学校情報配信システム	区立幼稚園の園児及び区立小中学校の児童・生徒の保護者の携帯電話やパソコンへ不審者等の情報をメール送信しています。	

4 その他

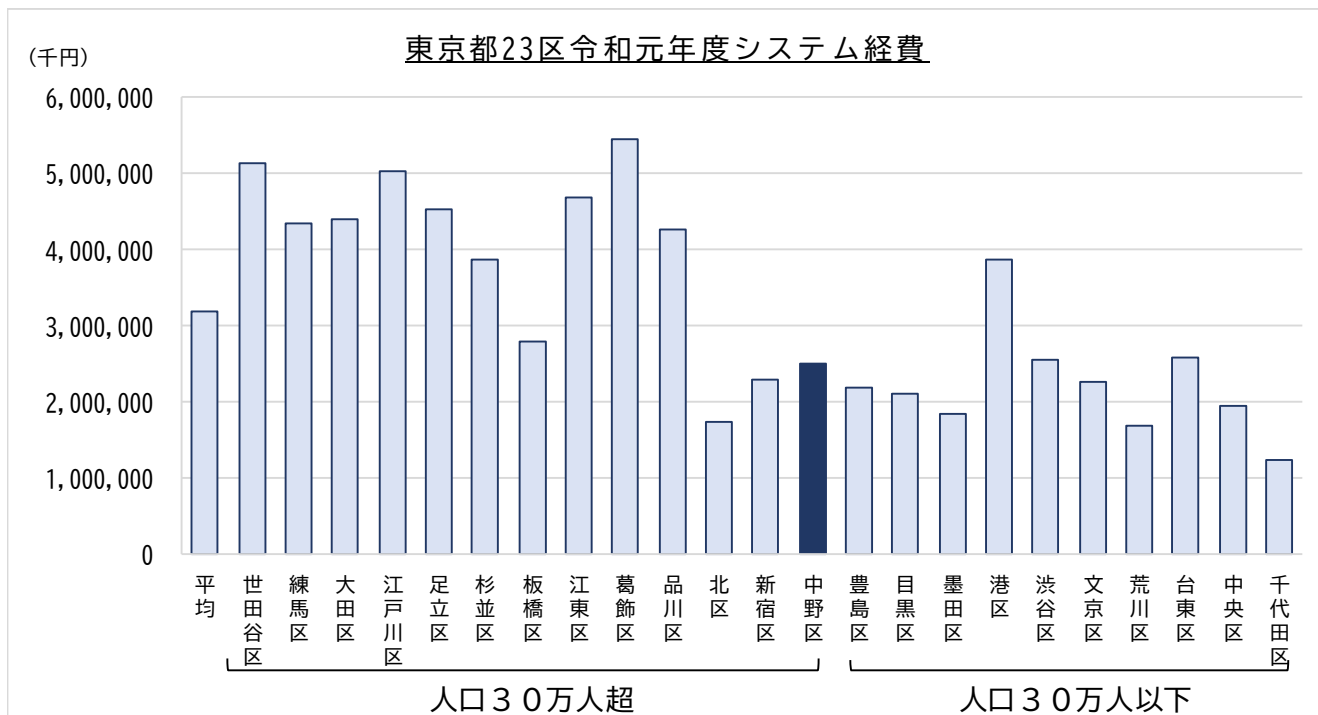
システム	概要	その他
多言語対応電子書籍「カタログポケット」	区の情報について、自動翻訳や音声読み上げなどの機能を利用することができます。	
AI多言語通訳システム	専用のタブレットで在住外国人等に対する意思疎通を円滑に行えるように通訳することができます。	

□主な電子手続の利用状況（令和2年度における主な電子手続項目と数）

電子手続名	(主な手続)	手続数	電子受付件数	全受付件数	電子手続利用率
1	東京電子自治体共同運営電子申請サービス	212	9,782	201,060	4.87%
	区民健診の申込み		2,563	5,177	49.51%
	大人の風しん抗体検査・ワクチン接種の費用助成申請		1,087	1,527	71.19%
	区立保育園の一時保育利用予約の申込み		699	1,734	40.31%
	上記以外		5,433	192,602	2.82%
2	東京電子自治体共同運営電子調達サービス	12	18,211	18,211	100.00%
3	粗大ごみ受付システム	1	242,765	306,612	79.18%
4	施設予約システム	13	84,214	84,214	100.00%
	区立公園有料施設（野球場・庭球場）の使用申請		27,146	27,146	100.00%
	上記以外		57,068	57,068	100.00%
5	図書館システム	3	1,002,831	1,082,366	92.65%
	図書予約・リクエストの申込み（図書貸出しの申込み）		706,628	746,774	94.62%
	上記以外		296,203	335,592	88.26%
6	地方税ポータルシステム（eLTAX）	7	42,680	132,134	32.30%
	給与支払報告書の提出		37,795	81,960	46.11%
	上記以外		4,885	50,174	9.74%
7	コンビニ交付システム	7	41,226	421,126	9.79%
8	電子メール（パブリックコメント手続、区政への提案等）	45	1,013	1,984	51.06%
9	ふるさと納税総合受付サイト	1	418	418	100.00%
10	区民の声スマートフォンアプリケーション（なかのEYEアプリ）	1	798	798	100.00%
11	コンテンツマネジメントシステムの「区民の声」	2	1,314	1,870	70.27%
12	就労求人支援サイト（ぐっJOBなかの）	6	452	452	100.00%
13	ぴったりサービス*（マイナポータル*）	5	85	4,992	1.70%
14	ぴったりサービス（特別定額給付金）	1	11,591	207,418	5.59%

□情報システムに係る経費 (調達しているシステム)

1 東京都 23 区における情報システムの令和元(2019)年度決算額



2 中野区における令和元(2019)年度システム経費決算額

システム区分	千円
基幹系システム (住民情報、税、国民健康保険、年金、福祉 等)	1,496,315
内部システム (人事給与、財務、文書 等)	328,605
情報提供系システム (ホームページ 等)	336,955
通信ネットワークシステム	209,128
その他	128,648
合計	2,499,651

用語解説

英数字	
AI	人工知能 (Artificial Intelligence) のこと。人間が自覚する様々な知覚や知性を人工的に再現するもの。
DX	デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation) のこと。進化したIT技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させる概念のこと。
GIS	「Geographic Information System」の略称。地理情報システムと訳される。統計データ等を地図上に可視化することができるため、地理的情報と関連付けながら情報の整理・共有を図る手段として用いられる。
ICT	「Information and Communication Technology」の略称。情報処理だけでなく、インターネットのような通信技術を活用したメールなどをつかった人間同士のコミュニケーションや知識の共有を行うこと。
IoT	「Internet of Things」の略称。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。
PHR	「Personal Health Record」の略称。個人の健康診断結果や服薬履歴等の健康等情報を電子記録として本人や家族が正確に把握するための仕組みのこと。
RPA	「Robotic Process Automation」の略称。コンピュータなどを用いて行っている一連の作業を自動化できる「ソフトウェアロボット」のこと。
SNS	「Social Networking Service」の略称。スマートフォンやパソコンを使って人間関係を構築することのできるオンライン上のコミュニケーションサービスのこと。

あ行	
オープンデータ	様々なデータを、コンピュータによってデータを自動的に読み取り、再利用することに適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータのこと。公共データをオープンデータ化することにより、行政の透明性・信頼性の向上や、区民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化等、社会経済全体の発展に寄与することを目的として、世界中で取り組まれている。
さ行	
産学官民	産業界（民間）、学校（教育・研究機関）、官公庁（国・地方自治体）、民間（地域住民・NPO）を表す。
た行	
デジタルシフト	あらゆる活動において、デジタル化を進めること。業務の効率化や区民にとって質の高い行政サービスの提供を図る。
デジタルデバイド	情報通信技術（ICT）を利用して恩恵を受ける者と、利用出来ずに恩恵を受けられない者との間の生じる、知識・機会・貧富などの格差。
テレワーク	情報通信技術（ICT）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
な行	
ネットワーク三層分離	行政の情報流出を防ぐため、取り扱う情報に求められるセキュリティレベルに応じてネットワークを分離・分割する仕組みのこと。
は行	
ビッグデータ	様々な形、性格、種類を集めたデータ群のこと。
ぴったりサービス	マイナポータル*の中で、地方公共団体が提供している行政サービスを検索したり、オンライン申請や届出ができるサービスのこと。「自治体DX推進計画」に基づき、国を中心にサービスの拡充が検討されている。

<p>標準化・共通化</p>	<p>各地方公共団体における事務処理内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、国が対象となる事務※を政令で特定し、その事務に係るシステムについて各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを、自治体が利用する事を目指すとした。</p> <p>※ 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援</p>
<p>ま行</p>	
<p>マイナポータル</p>	<p>マイナンバーカードを持っている方が、子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップででき、行政機関等からのお知らせを受け取ることのできる自分専用のサイトのこと。</p>
<p>や行</p>	
<p>ユニバーサルデザイン</p>	<p>年齢、性別、個人の属性や考え方、行動の特性等にかかわらず、全ての人が利用しやすいようあらかじめ考慮して都市及び生活環境を設計すること。</p>
<p>ユニファイド・コミュニケーション</p>	<p>音声、ビデオ、文字等の通信コミュニケーションサービスのこと。</p>

中野区地域情報化推進計画（案）

2021年度▶▶▶2025年度

3中企情第1344号
令和3（2021）年9月

編集・発行 中野区企画部情報システム課
〒164-8501 東京都中野区中野四丁目8番1号
電話 03-3389-1111（代表）
<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>
